

「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正（案）」に関する
県民意見公募について

【募集要綱】

1 募集の趣旨

本県では、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的に、本年6月に福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）を施行し、土砂等の埋立て等について必要な規制を行っています。

一方で、使用される土砂等及び埋立て等後の土地の土壌汚染の観点からの安全性については、既存の法令によっては担保されないため、使用される土砂等について汚染の有無を搬入前に確認することに加え、埋立て等がなされた土地についても汚染状況の調査や措置を求めることで、「汚染物質を含む土砂等による埋立て等」を防ぎ、県内の生活環境の保全に資することを目的として、土砂条例を改正することとしました。

この度、その条例改正(案)を作成しましたので、これに対する県民の皆さんからの御意見を募集します。

2 募集期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）まで【**必着**】

3 応募資格

- (1) 県内に在住、または通勤、通学している個人及び県内に事業所・事務所を有する団体
- (2) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、県外に避難されている方
- (3) 県内で何らかの社会的・経済的活動を行おうとする個人や法人その他団体

4 意見の提出方法

下記6に示す「県民意見提出書」（別添）又は下記「[県民意見提出書]の形式」により、住所、氏名(団体名)、電話番号を明記のうえ、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法により、福島県生活環境部水・大気環境課に提出してください。

[県民意見提出書]の形式

宛先：福島県生活環境部水・大気環境課

氏名(※)：

郵便番号、住所(又は所在地)： 〒

電話番号：

御意見：

〈該当箇所〉(ページ、行)

〈意見の内容・その理由〉

※※団体の場合は、団体名(担当者名)を記載してください。

5 提出された御意見の取扱方法等

- (1) 御意見は、「福島県土砂等の埋立て等に関する条例」の改正の参考とさせていただきます。
- (2) 御意見の概要及びそれに対する県の考え方について、ホームページ上で一定期間公表いたします。
- (3) 福島県情報公開条例に基づく公文書開示請求がなされた場合、個人の氏名、住所、電話番号を除き、開示される場合もありますので、あらかじめ御承知ください。
- (4) 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- (5) 電話や匿名での御意見の提出は受け付けません。
- (6) 御意見に対する個別の回答はいたしません。

6 資料

- (1) 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正（案）概要
- (2) 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 現行条例骨子及び改正後条例（案）骨子対照表
- (3) 県民意見提出書

7 資料の入手方法

「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正（案）概要」及び関係資料は、福島県生活環境部水・大気環境課のホームページに掲載するほか、下記の機関で配布しています。

(1) 配布場所

- ア 福島県生活環境部水・大気環境課（県庁西庁舎10階）
- イ 福島県県政情報センター（県庁西庁舎1階）
- ウ 福島県県政情報コーナー（県北を除く各地方振興局）

(2) 郵送を希望される場合

140円切手を貼った角型2号の返信封筒を同封の上、下記8のお問い合わせ先まで請求してください。

8 意見の提出先及び問い合わせ先

郵便番号：960-8670

（県庁宛ての郵便物は郵便番号と部・課名の記入のみで届きます）

所在地：福島市杉妻町2番16号

担当課：福島県生活環境部水・大気環境課（県庁西庁舎10階）

電話番号：024-521-7258

FAX番号：024-521-7927

電子メール：mizutaiki@pref.fukushima.lg.jp